

青色事業専従者・事業専従者（白色）の方

定額減税不足額給付の対象となる場合があります

令和7年1月1日に尾道市に住民登録がある方で、以下のすべての要件を満たす場合、定額減税不足額給付の対象となります。

（要件）

- 令和6年分所得税と令和6年度住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
- 税制度上『扶養親族』から外れる人
- 低所得者向け給付対象(※)世帯の世帯主・世帯員に該当していないこと

※令和5年度非課税世帯への給付・令和5年度均等割のみ課税世帯への給付・
令和6年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付

なお、給付を受けるには、申請が必要となります。給付時期・手続き方法等の詳細は、尾道市HPをご覧ください。

《広報おのみち 7月号》

くらしの窓

市からのお知らせ

定額減税不足額を給付します

令和7年1月1日に尾道市に住民登録がある人で、次に該当する人は定額減税不足額給付の対象となります。

【不足額給付Ⅰ】

㊦ 令和6年分所得税と定額減税の実績額等が確定したのちに、「本来給付すべき額」と「令和6年度に支給した調整給付の額」との間で差額が生じた人

《具体例》

- ・令和5年に比べて令和6年の所得が減少した人
- ・こどもの出生等により、扶養親族が令和6年中に増加した人

(1) 令和6年度と令和7年度ともに尾道市で住民税が課税されている人

⇒7月下旬以降順次、対象者に確認書が届きます。

(2) 令和7年度のみ尾道市で住民税が課税されている人(令和6年1月2日～令和7年1月1日に尾道市に転入した人など)

⇒申請が必要です。

【不足額給付Ⅱ】

㊦ 以下のすべての要件も満たす人

- ・令和6年分所得税と令和6年度住民税所得割ともに定額減税前税額が0円
- ・税制度上「扶養親族」から外れる人
- ・低所得者向け給付対象世帯の世帯主・世帯員に該当していないこと

《具体例》

- ・青色事業専従者、事業専従者(白色)の人
 - ・合計所得48万円超の人
- ⇒申請が必要です。



▲市HP

給付時期・手続き方法等の詳細については、市HPでお知らせします。

㊦ 市民税課市民税係(☎0848-38-9154)
因島瀬戸田市民税係(☎0845-26-6227)